

[事案 2022-55] 入院給付金支払請求

・令和5年2月17日 和解成立

※本事案の申立人は、契約者・被保険者の相続人である。

<事案の概要>

約款所定の「医療法で定められた病院または診療所」での入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者である母は、卵巣癌により令和2年1月にA病院で入院し手術を受けたのち退院し自宅療養をしていたが、同年12月に介護医療院に入所したため、平成28年5月および平成30年9月に契約した医療保険にもとづき、令和3年1月および5月に入院給付金を請求したところ、それぞれ請求時点までの入院給付金が支払われた。その後、被保険者は介護医療院への入所が継続していたため、同年12月に再度入院給付金を請求したところ、介護医療院は「医療法で定められた病院または診療所」での入院に該当しないとして、入院給付金が支払われなかった。被保険者は、その後も令和4年1月まで介護医療院への入所を継続し、B病院に転院したのち死亡したが、以下等の理由により、介護医療院入所中の入院給付金を全額支払ってほしい。(なお、A病院、B病院での入院に対する入院給付金は支払われている)

- (1) 保険会社の担当者から、介護医療院への入所が入院給付金の支払対象となくなることについて、支払基準が変わったと説明を受けたため、約款の変更があったと理解した。約款を変更するのであれば、保険業法に従い事前に通知すべきである。
- (2) 介護医療院への入所が入院給付金の支払対象になるか心配であったため、入所後早めに入院給付金の請求を行ったところ、給付金が支払われたため、安心して介護医療院での治療を継続した。
- (3) 介護医療院が入院給付金の支払対象施設ではないことを知っていたら、別の病院やホスピスへ転院するなどの処置を講じることができた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 介護医療院は「医療法で定められた病院または診療所」ではないため、入院給付金の支払対象とはならない。
- (2) 令和3年1月および5月に入院給付金を支払ったのは、提出された診断書に「入院中」との記載があったためである。なお、介護医療院への入所に対してすでに支払われた給付金については返還を求めない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金の支払いは認められないが、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、

同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 被保険者が入所していた介護医療院について、ホームページ等を参照すれば、容易に「医療法で定められた病院または診療所」ではないことが確認可能であるにもかかわらず、保険会社は「病院への入院」という給付要件を意識して診断書を確認せず、診断書に記載された「入院中」という記載をもって給付金を支払ったことは、重大な注意の懈怠であると言わざるを得ない。
- (2) 一般には、病院ではなくその他の施設で対応できるのであれば、入院給付金の支払要件である「入院の必要性」が問題となるが、本件では被保険者は末期がんであり、診断書等から介護医療院においても緩和治療（緩和ケア）を受けていたことが確認できる。したがって、介護医療院入所後の初回の給付金請求で、保険会社が正しく給付金の支払審査を行っていたら、被保険者が病院あるいはホスピスへ転院した可能性も相当にあり、入院給付金が支払われた可能性がある。